

○おいらせ町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年3月1日

告示第70号

改正 平成18年12月27日告示第190号

平成23年12月19日告示第80号

平成25年3月29日告示第28号

平成25年10月10日告示第71号

平成26年10月1日告示第69号

平成27年10月5日告示第65号

1 目的

おいらせ町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき実施する小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業(以下「事業」という。)の対象となっている者(以下「小児慢性特定疾病児童」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、おいらせ町とする。

3 用具の種目及び給付の対象者

給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、対象者については小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とはならないものに限る。

4 給付の申請

- (1) 町長は、用具の給付を希望する対象者の保護者(以下「申請者」という。)に対し、日常生活用具給付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて申請させるものとする。
- (2) (1)の申請書を受理した町長は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書(様式第2号)を作成すること。

5 給付の決定

- (1) 町長は、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。
- (2) 町長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（様式第5号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

6 用具の給付

- (1) 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。
- (2) 町長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。
- (3) 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給すること。
- (4) 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

7 費用の負担及び支払

- (1) 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。
- (2) (1)により扶養義務者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。
- (3) 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、(2)により負担することとされている額を支払うものとする。
- (4) 町長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から(3)により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- (5) (4)による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

8 用具の基準価格

用具の基準価格は、別表第3に掲げる額とし、町長は、基準価格の範囲内で用具を給付するものとする。

9 用具の管理

- (1) 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

(2) (1)に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

10 給付台帳の整備

町長は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具／給付台帳」を整備しておくものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の百石町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年百石町要綱第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年12月27日告示第190号）

この告示は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成23年12月19日告示第80号）

この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日告示第28号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月10日告示第71号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後のおいらせ町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成18年3月1日から適用する。

附 則（平成26年10月1日告示第69号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年10月5日告示第65号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（3関係）

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）

特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度

		と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具(蓄便袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具(蓄尿袋)	人工呼吸器の装着が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの

別表第2

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0

B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) C1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯 C2階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下 D1階層	3,450	350
		2,401～4,800円 D2 "	3,800	380
		4,801～8,400円 D3 "	4,250	430
		8,401～12,000円 D4 "	4,700	470
		12,001～16,200円 D5 "	5,500	550
		16,201～21,000円 D6 "	6,250	630
		21,001～46,200円 D7 "	8,100	810
		46,201～60,000円 D8 "	9,350	940
		60,001～78,000円 D9 "	11,550	1,160
		78,001～100,500円 D10 "	13,750	1,380
		100,501～190,000円 D11 "	17,850	1,790
		190,001～299,500円 D12 "	22,000	2,200
		299,501～831,900円 D13 "	26,150	2,620
		831,901～1,467,000円 D14 "	40,350	4,040
		1,467,001～1,632,000円 D15 "	42,500	4,250
		1,632,001～2,302,900円 D16 "	51,450	5,150
		2,302,901～3,117,000円 D17 "	61,250	6,130
		3,117,001～4,173,000円 D18 "	71,900	7,190
		4,173,001円以上 D19 "	全額	左の徴収基準額の10%。 ただし、そ

				の額が8,560 円に満たない 場合は8,560 円
備考				
<p>1 徴収月額の特例</p> <p>ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則</p> <p>世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。</p> <p>イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。</p> <p>ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶</p>				

養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同上第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92号第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準額月欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生労働省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3(3)に準じてB階層の対象世帯のうち、特に困窮していると町長が認めた世帯についても、A階層と同様の取り扱いとすること。

別表第3（8関係）

日常生活用具基準額表

種目	基準価格（円）
便器	4,810
特殊マット	21,170
特殊便器	163,300
特殊寝台	166,320
歩行支援用具	64,800
入浴補助用具	97,200
特殊尿器	72,360
体位変換器	16,200
車いす	76,030
頭部保護帽	13,130
電機式たん吸引器	60,910
クールベスト	21,600
紫外線カットクリーム	40,820
ネブライザー（吸入器）	38,880
パルスオキシメーター	170,100
ストーマ装具（蓄便袋）	111,460
ストーマ装具（蓄尿袋）	146,450
人工鼻	126,360

様式第1号(4関係)

日常生活用具給付申請書						年 月 日	
おいらせ町長 様			申請者 住 所 氏 名 (印) (給付対象者との続柄)				
次により日常生活用具給付を申請します。							
対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生(歳)		
	住 所						
	疾 患 名						
世帯の 状 況	氏 名	対 象 者 との 続 柄	生年月日	職 業	備考 (対象者に対する 介護の状況等)		
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和 式 2 様 式 3 携帯用
現在の 介護の 状 況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともして いない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助を必 要 2 便器(携帯用)使 用 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必 要 (一部、全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい用具 の名称				希望する型 式、規模等			
給付上特に希望する 事項							
備 考							

(注)1 この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添付すること。(生活保護を受けている人の場合は、その旨についての福祉事務所長の証明書)

2 申請者氏名については、自署又は記名押印とすること。

所得状況等の調査に関する同意書

申請に伴う本人負担額の認定に際し、おいらせ町での私および同一世帯の者の町民税額等の調査を行うことに同意します。また、町が社会保険事務所や県等に照会すること及びこれらの機関が回答することに同意します。なお、以上の内容について世帯全員の同意を得ていることを申し立てします。

平成 年 月 日

おいらせ町長 様

申請者

住 所 _____

氏^ふり^が名 _____ 印

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

電 話 () _____

(18歳未満の方)

氏^ふり^が名 _____

生年月日 昭和・平成 年 月 日